

仙台市市民公益活動の促進に関する条例

平成一一年三月一六日

仙台市条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 市民公益活動促進のための基本方針（第七条・第八条）

第三章 市民公益活動促進委員会（第九条）

第四章 市民活動サポートセンター（第十条 第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条）

附則

わたしたちのまち仙台には、市民の力で守り育んできた美しい緑や街と人々のふれあいが、かけがえのない共有の資産として脈々と受け継がれている。魅力ある街並みと景観を創りあげてきた力、清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そして、コミュニティを育んできた力、これらの市民の力が今日の仙台を創り、全国に「杜の都仙台」の名を広く知らしめてきた。

このような先人たちのたゆみない努力によって培われた市民の自発的で公益的な活動は、今もなお、この仙台の至るところで、そして、あらゆる分野で多彩に繰り広げられている。

社会情勢のさまざまな変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさへと人々の意識は推移し、新たな課題に対応する社会システムの構築が急がれている。わたしたち仙台市民は、二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政とが適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならないと考える。

このような認識のもと、市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支えるとともに、その環境の整備を推進し、もって、市民が互いに支えあう「二十一世紀都市仙台」を構築するため、本条例を制定するものである。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、市民公益活動の促進について基本理念を定め、並びに市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動サポートセンターの設置その他の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性と魅力ある都市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの(事業者が行う同様の活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 市民公益活動の促進は、市、市民公益活動を行う者及び事業者がそれぞれの責務を認識し、次に掲げる事項を達成することにより、市民公益活動をより活力のあるものとするを目的として行われなければならない。

- 一 市民公益活動を行う者、事業者及び市が市民公益活動の多様性、自発性その他の特性を認識し、その社会的意義を理解すること
- 二 市民公益活動を行う者、事業者及び市がそれぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築すること

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民公益活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民公益活動を行う者の責務)

第五条 市民公益活動を行う者は、その活動の有する社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第六条 事業者は、市民公益活動の意義を理解するとともに、その促進に協力しよう努めるものとする。

第二章 市民公益活動促進のための基本方針

(基本方針)

第七条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民公益活動促進のための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市民公益活動の促進に関する市の基本的な指針
- 二 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民公益活動を行う者、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市市民公益活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本施策)

第八条 基本施策には、市民公益活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 活動の場所の整備に関すること
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進に関する
と
- 三 情報の収集及び提供に関すること
- 四 人材の育成に関すること
- 五 市民公益活動を行う者の活動資金に関すること
- 六 市民公益活動を行う者のための保険制度に関すること
- 七 市が行う施策への市民参加の推進に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

第三章 市民公益活動促進委員会

第九条 市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、促進委員会を置く。

- 2 促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関し必要な事項
- 3 促進委員会は、委員十二人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民公益活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第三項から前項までに定めるもののほか、促進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 市民活動サポートセンター

(設置)

第十条 市民公益活動を行う者の活動拠点並びに市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、第三条の目的を達成するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第十一条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------------|------------------|
| 仙台市市民活動サポートセンター | 仙台市青葉区一番町四丁目一番三号 |

(事業)

第十二条 市は、センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- 一 市民公益活動の促進のための施設及び設備の提供
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進
- 三 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- 四 市民公益活動に係る人材育成
- 五 市民公益活動に関する相談
- 六 市民公益活動に係る調査及び研究
- 七 その他センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(使用者の範囲)

第十三条 センター(市民活動シアターを除く。)を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 市民公益活動を行い、又は行おうとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 市民活動シアターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。
- 一 前項第一号に掲げる者
 - 二 芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 センターの施設のうち、事務用ブースについては、一定期間継続的に市民公益活動を行う見込みがある者(事業者であるものを除く。)で、市内に市民公益活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもののうち、市長が適当と認める者に限り、使用することができるものとする。
- 4 市長は、規則で定めるところにより、事務用ブースの利用者を公募し、公正な方法で選考しなければならない。
- 5 市長は、センターの設備のうち、ロッカーについては、利用者を第一項第一号に掲げる者のうちから公募し、規則で定めるところにより、公正な方法で抽選し、決定しなければならない。

(使用の許可)

第十四条 別表第一及び別表第二に掲げるセンターの施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないことができる。
- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
 - 二 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき

- 3 事務用ブース及びロッカーの使用に係る使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、事務用ブースについては、通算した使用期間が三年を超えてはならない。

(使用料)

第十五条 第十三条第一項第一号に規定する者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、同表に定めるとおりとする。

- 2 第十三条第一項第二号の市長が適当と認める者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、同表に定める額の七倍以内において市長が定める。
- 3 別表第二に掲げるセンターの施設を専用使用する場合の使用料は、同表に定める額を超えない範囲内で市長が定める。
- 4 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、事務用ブース及びロッカーの使用料は、当初の一月分にあつては使用許可の際に、その後の各月分にあつては当該月の前月の末日までに納入しなければならない。

(使用料の返還)

第十六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用の禁止)

第十七条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許可を受けた目的以外にセンターの施設及び設備を使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、事務用ブース及びロッカーの使用に係る権利の譲渡又は転貸について市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第十九条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- 二 第十四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第二十条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 使用許可(事務用ブースの使用に係る使用許可を除く。)に関する業務
- 二 第十二条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- 2 前項の場合における第十三条第五項、第十四条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、第十三条第五項、第十四条第二項、第十八条及び第十九条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十四条第一項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用

ブースについては、市長。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。）」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第二十二條 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(運営への助言)

第二十三條 市長は、センターの円滑かつ公正な運営に資するため、市民公益活動を行う者、学識経験者等から助言を受けることができるものとする。

第五章 雑則

(委任)

第二十四條 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章及び別表の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成十一年六月規則第六九号で、附則ただし書に規定する規定は、平成十一年六月三〇日から施行)

附 則(平一六、三・改正)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市市民公益活動の促進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を使用する場合について適用し、同日前にセンターを使用する場合には、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定によるセンターの使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一(第十四条、第十五条関係)

一 事務用ブース使用料

| 施設名 | 金額(一事務用ブースにつき一月当たり) |
|--------------------------------------|---------------------|
| 事務用ブース | 七、〇〇〇円 |
| 備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。 | |

二 セミナーホール等使用料

| 施設名 | 金額（一室につき一時間当たり） |
|---|-----------------|
| セミナーホール | 一、六〇〇円 |
| 研修室（床面積が五十平方メートル以上のものに限る。） | 八〇〇円 |
| 研修室（床面積が五十平方メートル未満のものに限る。） | 四〇〇円 |
| 備考 | |
| <p>一 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。</p> <p>二 附帯設備の使用料は、市長が定める。</p> | |

三 ロッカー使用料

| 設備名 | 金額（一個につき一月当たり） |
|-------|----------------|
| ロッカー大 | 一、二〇〇円 |
| ロッカー中 | 八〇〇円 |
| ロッカー小 | 四〇〇円 |

別表第二（第十四条、第十五条関係）

| 施設名 | 一時間当たりの使用料 |
|---|------------|
| 市民活動シアター | 二〇、〇〇〇円 |
| 備考 | |
| <p>一 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。</p> <p>二 附帯設備の使用料は、市長が定める。</p> | |